

木古内まちづくり体験観光推進協議会の規約

(名称)

第1条 この会の名称は木古内まちづくり体験観光推進協議会(以下「本会」という)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は木古内町観光協会内におく。

(目的)

第3条 本会は、来るべき新幹線時代に向けて、地域の産業・自然・歴史・文化などの特性を活かした「体験型観光」を各種地域産業と連動する新たな観光産業として創出し、関係機関が連携した運営態勢及び人材づくりを推進し、積極的な企画及び誘致をすることによって地域全体を活性化することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の体験型観光資源の発掘とメニューの開発
- (2) 運営態勢の強化と人材育成の推進
- (3) 受入態勢の整備と体験観光の実践
- (4) 広報及び誘致活動の推進
- (5) 他地域との情報交換と連携の推進
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(組織・運営会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する関係団体及び事業所、個人によって組織され、各団体及び事業所から選出された者並びに個人が運営会員となって構成する。

2 各関係団体及び事業所からの選出会員数は別表 の通りとする。

3 構成団体及び事業所は、事業の遂行において当該組織を挙げて支援協力する。

(事業会員)

第6条 体験型観光を直接提供する事業所及び個人を「事業会員」とし、その都度本会に登録された者をいう。

2 「事業会員」は総会及び役員会に必要な応じて出席することができる。

(会議)

第7条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 定期総会 年1回開催し、会長がこれを招集する。
- (2) 役員事務局会議 必要に応じて会長がこれを招集する。
- (3) 全体会議 必要に応じて会長がこれを招集する。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

(選出方法・任期)

第8条 本会の役員は定期総会において選出し、その任期は3年とする。

(事務局長・局員)

第9条 本会に次の事務局長及び局員をおく。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 若干名
- (3) 事務局員 若干名

2 事務局長及び次長、局員は会長が指名し、その任期は3年とする。

3 事務局長の役務は本会の庶務及び会計とし、次長及び局員は事務局長を補佐する。

(会計監査)

第9条 本会に次の会計監査をおく。

- (1) 会計監査 2名

2 会計監査は定期総会において選出し、その任期は3年とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は会長又は役員会が推薦し、定期総会で承認する。

(オブザーバー)

第11条 本会の資質向上及び円滑運営のために専門機関及び学識者等のオブザーバーをおくことができる。

2 オブザーバーは会長又は役員会が推薦し、定期総会で承認する。

(財源)

第12条 本会の財源は次の通りとする。

- (1) 補助金
- (2) 事業収入
- (3) 寄附金
- (4) その他

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(規約改定)

第14条 本会の規約の改定は定期総会の承認を得なければならない。

附則 本規約は、平成22年3月13日をもって施行する。

別表 各団体及び事業所の構成と選出会員数

団体・事業所名	選出数	団体・事業所名	選出数
木古内町観光協会	3名	上磯郡漁協	1名
木古内商工会	2名	上磯郡漁協青年部	1名
木古内商工会青年部	1名	上磯郡漁協女性部	1名
木古内商工会女性部	1名	木古内町森林組合	1名
木古内商工会商業部会	1名	駅前中央商店街組合	1名
木古内商工会サービス部会	2名	愛郷会	1名
J A 新函館	1名	咸臨丸とサラキ岬に夢みる	1名
J A 新函館青年部	1名	文化団体連絡協議会	1名
		木古内町 まちづくり新幹	1名
		木古内町 産業経済課	1名
		木古内町 教育委員会	1名